



1 初心運転者期間制度

運転免許を受けた日から1年間を初心運転者期間といい、この間に**基準該当行為を行った場合は再試験を受けなくてはならず、合格できないときや受験しないときは、運転免許の取消し処分**が科せられます。

【基準該当行為】

- ① 1～2点の違反行為を繰り返し、累積点数が3点以上になった場合
(例：信号無視(2点)の後、初心運転者標識表示義務違反(1点)で検挙されたときなど)
- ② 3点の違反行為の後、事故・違反により累積点数が4点以上になった場合
(例：25km/hの速度超過(3点)の後、携帯電話使用(1点)で検挙されたときなど)
- ③ 1度の事故・違反で4点以上になった場合
(例：人身事故や大幅な速度超過など)



適用免種：準中型、普通、大自二、普自二、原付

2 再試験の受験義務

基準該当行為を行った場合は、初心運転者期間経過後、公安委員会が行う再試験(学科及び技能試験)を受けなくてはならず、合格できないときは運転免許の取消し処分を受けます。

また、正当な理由なく受験しない場合は、「意見の聴取」の手続きを経て、運転免許の取消し処分が科せられます(「意見の聴取」を欠席した場合でも、処分は決定されます)。

3 初心運転者講習受講による再試験の免除

基準該当行為を行った場合、公安委員会からの通知に基づいて**初心運転者講習を受けることができ、受講したときは再試験が免除**されます。

しかし、受講後、残りの初心運転者期間内に再び基準該当行為を行った場合は、再試験を受けなくてはなりません。

運転免許試験合格(運転免許証交付)

初心運転者期間(1年間)

(注)期間中に停止処分を受けた場合、処分期間は初心運転者期間に含まれません。
(例：30日の停止処分を受けた場合、初心運転者期間は1年間+30日)

基準該当行為

初心運転者講習

準中型、普通、大自二、普自二：7時間
原付：4時間

※ 初心運転者講習は指定講習機関(県内11の自動車学校)で受講することができ、講習日・場所は公安委員会が指定します。

受講により再試験免除

初心運転者期間経過後

再試験(学科及び技能試験)

合格

不合格

未受験

運転免許継続

意見の聴取

取消し処分

適性試験合格で仮運転免許証交付

再試験不合格(未受験)による取消し処分後、6か月以内に申請を行えば、仮運転免許の受験に際して学科及び技能試験が免除されます。

また、欠格期間(運転免許試験を受けることのできない期間)はありません。

【上位免許取得による再試験の免除】

初心運転者期間制度が適用される運転免許を受けた後に、当該免許の上位免許を取得した場合は、基準該当行為があっても再試験は免除されます(初心運転者講習の通知を受けた場合でも、受講の必要はありません)。

【違反点数制度との関係】

違反点数制度と初心運転者期間制度は個別に実施されます。

停止処分を受け、停止処分者講習(短縮講習)を受講した場合でも、別に初心運転者講習を受けなければ再試験は免除されません。